



平成27年4月15日

各位

会社名 ダイハツ工業株式会社
代表者名 取締役社長 三井 正則
(コード番号 7262 東京証券取引所 第一部)
お問合わせ先 取締役 入江 誠
TEL(072)754-3062

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月15日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は、平成27年6月26日開催予定の定時株主総会に付議される予定です。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日に施行される「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されることになりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役ではない監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるように、定款第23条(社外取締役の責任限定契約)および定款31条(社外監査役の責任限定契約)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款23条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております)

現行定款	変更後
<p><社外取締役の責任限定契約> 第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 第24条から第30条(条文省略)</p>	<p><取締役の責任限定契約> 第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 第24条から第30条(現行どおり)</p>
<p><社外監査役の責任限定契約> 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p><監査役の責任限定契約> 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>

3. 変更の効力発生日

平成27年6月26日

以上